



島根県報

平成24年11月26日（月）

号外 第 156 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第645号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱596番1地先から同地先まで	前	メートル 7.50～ 13.50	メートル 157.00	県央県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	10.50～ 25.50	157.00		
県 道	松江島根線	松江市西川津町748番52地先から同町769番6地先まで	前	9.50～ 11.10	78.00	松江県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	11.00～ 12.60	78.00		
"	川本大家線	邑智郡川本町大字湯谷836番1地先から同1704番地先まで	前	4.00～ 35.00	135.00		道路改良工事 拡幅
			後	8.40～ 35.00	135.00		
"	"	邑智郡川本町大字湯谷807番地先から同767番4地先まで	前	4.50～ 9.50	158.00	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	4.50～ 16.20	158.00		
"	"	邑智郡川本町大字湯谷707番1地先から同地先まで	前	4.20～ 7.50	71.00		道路改良工事 拡幅
			後	10.20～ 14.50	71.00		
		浜田市後野町698番1地	前 A	6.00～ 42.00	4,612.82		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地

〃	浜田八重可 部線	先から同市佐野町イ324 番5地先まで	後	A	6.00～ 42.00	4,612.82	浜田県土整備 事務所	の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
		B		16.00～ 73.90	2,691.90			

島根県告示第646号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市西川津町748番52地先から同市西持田町310番8地先まで	メートル 1,158.00	平成24年 11月26日	松江県土整備事務所	